

# 福井県報

号外第18号  
平成30年  
3月30日(金)  
火・金曜日 発行  
1月1,800円郵送料共

## 目次

### 規則

※福井県行政組織規則の一部を改正する規則(二九・人事企画課)……………一

※福井県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係規則の整備に関する規則(三〇・同)……………二

### 訓令

※福井県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令(一・人事企画課)……………五

### 訓令

教育委員会訓令  
警察本部訓令

※福井県公共交通機関活性化推進本部設置規程の一部を改正する訓令(交通まちづくり課)……………六

## 規則

福井県行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成三十年三月三十日  
福井県知事 西川 一誠

### 福井県規則第二十九号

#### 規則

福井県行政組織規則(昭和三十九年福井県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とする。

第八条第一項の表総合政策部の部中「新幹線建設推進課」を「新幹線建設推進課 地域鉄道課」に改め、同条第二項の表税務課の項の次に次のように加える。

人事企画課 行幸啓室

第八条第二項の表交通まちづくり課を削る。

第十一条の表(納税推進室)の項第八号中「県税」を「県税等」に改め、同表人事企画課の項の次に次のように加える。

(行幸啓室)

一行幸啓、行啓およびお成りに関すること。

第十二条の表新幹線建設推進課の項中第二

号を次のように改める。

二 北陸新幹線建設用地の買収および物件移転等の補償に関すること。

第十二条の表新幹線建設推進課の項に次の号を加える。

三 北陸新幹線の建設に関すること。

第十二条の表新幹線建設推進課の項の次に次のように加える。

地域鉄道課

一 地域鉄道に関すること。

二 在来線に関すること。

三 並行在来線に関すること。

第十二条の表交通まちづくり課の項第五号中「こと」の下に「(他課の所管に属するものを除く。)」を加え、同項中第六号および第七号を削り、同表(並行在来線対策室)の項を削り、同表若者・定住支援課の項に次の号を加える。

五 新卒者の就職支援に関すること。

第十四条の表医薬食品・衛生課の項中第二十七号を第二十八号とし、第二十六号の次に次の号を加える。

二十七 動物管理指導センターに関すること。

こと。

第十五条の表労働政策課の項第十一号中「県内新規労働力」を「県内労働力」に改め、「こと」の下に「(他課の所管に属するものを除く。)」を加え、同項第十四号中「若者就職支援センター」を「人材確保支援センター」に改める。

第十六条の表生産振興課の項第二十七号中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改め、同表地域農業課の項第八号中「農林物資の規格化等に関する法律」を「日本農林規格等に関する法律」に改め、同項第三十号中「農村地域工業等導入推進法」を「農村地域への産業の導入の推進等に関する法律」に改める

第二十一条第一項の表総合政策部に属する出先機関の項中第三号を削り、第四号を第三号とする。

第二十二条の五第一項の表若狭観光・地域振興室の項第四十一号中「農林物資の規格化等に関する法律」を「日本農林規格等に関する法律」に改め、同表税務部の部管理納税課の項、課税課の項および二州県税相談室の項中「第二十二条の十三第一項」を「第二十二条の十三」に改める。

第二十三条の十三第二項を削る。

第三章第二節第一款の三第三目を次のように改める。

第三目 削除

第三十八条の八から第三十八条の十まで 削除

第七十五条第二項中「地域医療連携推進室」を「情報システムおよび地域医療連携推進室」に改め、同条第三項の表医療サービス課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同項の次に次のように加える。

(情報システム)

一 病院業務に関するシステム開発および電子計算機の運用に関すること。

第一百六条の九第一項の表企画振興室の項第八号中「農林物資の規格化等に関する法律」を「日本農林規格等に関する法律」に改める。

第一百九条第一項第四号および第五号を次のように改める。

四 福井米研究部

五 次世代技術研究部

第一百九条第一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、同条第三項の表ポストコシヒカリ開発部の項を次のように改める。

福井米研究所

- 一 高温耐性および食味に優れた水稻品種の開発、育成および品種選定に関すること。
  - 二 良質かつ広域適応性水稻品種の育成に関すること。
  - 三 水稻品種の食味評価の検証および普及の促進に関すること。
  - 四 主要畑作物の品種選定に関すること。
  - 五 水稻および主要畑作物の栽培および生理に関すること。
  - 六 水田および畑地の地力保全に関すること。
  - 七 肥料および特殊資材の利用開発に関すること。
  - 八 土壌および作物の診断に関すること。
  - 九 土壌、肥料および飼料の分析検査に関すること。
  - 十 耕地の土壌汚染の調査および防止対策に関すること。
  - 十一 農業生産基盤整備の環境対策に関すること。
  - 十二 作物の環境汚染および公害対策に関すること。
  - 十三 水稻の原原種の維持および原種の生産に関すること。
  - 十四 主要畑作物の原原種の維持および原種の生産に関すること。
  - 十五 原原種および原種の調査研究に関すること。
- 第百十九条第三項の表作物部の項を次のように改める。
- 次世代技術研究所
- 一 機械化栽培適応性水稻品種の栽培に関すること。

- 二 農業機械技術に関すること。
  - 三 土地利用方式の合理化および営農体系の確立の研究に関すること。
  - 四 農業情報のシステム化およびソフト開発に関すること。
  - 五 野菜（園芸研究センターの所管に属するものを除く。以下この項において同じ。）の優良品種の育成および選定に関すること。
  - 六 野菜の栽培および生理に関すること。
  - 七 野菜の施設に関すること。
  - 八 遺伝資源の収集および保存に関すること。
  - 九 優良種苗の増殖および提供に関すること。
  - 十 新生物資源の作出および品種育成に関すること。
  - 十一 微生物等の物質生産機能の有効活用に関すること。
  - 十二 農薬の残留調査および安全使用に関すること。
  - 十三 病害虫の生態解明および防除法の確立に関すること。
  - 十四 有害土壌昆虫および小動物に関すること。
  - 十五 有害動植物の発生に及ぼす環境の調査に関すること。
  - 十六 有害動植物および損害の発生予察に関すること。
  - 十七 有害動植物の発生予察情報の提供に関すること。
- 第百十九条第三項の表有機環境部の項を削る。
- 第百二十九条第一項の表新幹線・地域鉄道対策監の項中「交通政策」を「地域鉄道」に改め、同条第二項の表室次長の項中「税務課」

を「税務課および人事企画課」に改め、同表看護師長の項の次に次のように加える。

研究員	自然環境課	上司の命を受け、博物館法第四条第四項に規定する専門的事項を処理する。
学芸員	自然環境課	上司の命を受け、博物館法第四条第四項に規定する専門的事項を処理する。
研究員	自然環境課	上司の命を受け、特に命じられた研究業務を処理する。

第百六条第一項中「福井産業技術専門学院」を「福井産業技術専門学院および敦賀産業技術専門学院」に改める。

第百八条の表課長補佐の項中「県立病院」を「生活学習館および県立病院」に改める。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

福井県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を公布する。  
平成三十年三月三十日

福井県知事 西川 一誠

福井県規則第三十号

福井県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(福井県財務規則の一部改正)

第一条 福井県財務規則（昭和三十九年福井県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「（県立病院を除く。以下同じ。）」を削る。

別表第一若狭歴史博物館の項中「副館長」を「庶務を担当する主任」に改める。

(福井県事務委任規則の一部改正)

第二条 福井県事務委任規則（昭和四十四年

福井県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第二健康福祉センター所長の部安全環境部環境政策課関係の款第一項第五号中「および第十八条の十三第一項」を、「第十八条の十三第一項および第十八条の三十一第一項」に改め、同項第六号および第七号中「および第十八条の十三第二項」を、「第十八条の十三第二項および第十八条の三十一第二項」に改め、同項第三十四号を第四十号とし、第二十九号から第三十三号までを六号ずつ繰り下げ、第二十八号の次に次の六号を加える。

29 法第十八条の二十三第一項の規定に基づき、水銀排出施設の設置の届出を受理すること。

30 法第十八条の二十四第一項の規定に基づき、水銀排出施設の使用の届出を受理すること。

31 法第十八条の二十五第一項の規定に基づき、水銀排出施設の構造等の変更の届出を受理すること。

32 法第十八条の二十六の規定に基づき、水銀排出施設の設置または構造等の変更の届出をした者に対し、水銀排出施設の構造等に関する計画の変更または設置に関する計画の廃止を命ずること。

33 法第十八条の二十九第一項の規定に基づき、水銀排出者に対し、水銀排出施設の構造等の改善または水銀排出施設の使用の一時停止その他水銀等の大気中への排出を減少させるための措置をとるべきことを勧告すること。

34 法第十八条の二十九第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による勧告に従わない者に対し、その勧告に係る

措置をとるべきことを命ずること。

別表第二健康福祉センター所長の部安全環境部環境政策課関係の款第一項に次の一号を加える。

41 施行規則第十条の六の規定に基づき、水銀排出施設の設置等の届出に係る受理書を交付すること。

別表第二保健所長の部健康福祉部健康増進課関係の款第一項中第五十九号を第八十五号とし、第五十一号から第五十八号までを二十六号ずつ繰り下げ、同項第五十号中「第二十七条から第三十三号までおよび」を「第二十六条の三第一項および第三項、第二十六条の四第一項および第三項、第二十七条から第三十号までならびに」に改め、同号を同項第七十六号とし、同号の前に次の五号を加える。

71 法第四十七条の規定に基づき、新感染症の所見がある者を入院に係る病院に移送すること。

72 法第四十八条第一項の規定に基づき、新感染症を公衆にまん延させるおそれがないことが確認された者を退院させること。

73 法第四十八条第二項の規定に基づき、病院の管理者から、新感染症を公衆にまん延させるおそれがない旨の意見を聴くこと。

74 法第四十八条第三項の規定に基づき、法第四十六条の規定により入院している者の退院の請求を受理すること。

75 法第四十八条第四項の規定に基づき、同条第三項の規定による退院の請求があつた者について、新感染症を公衆にまん延させるおそれがないかどうかの確認をすること。

進課関係の款第一項中第四十九号を第七十号とし、同号の前に次の九号を加える。

61 法第四十四条の七第一項の規定に基づき、法第十五条第三項第三号に掲げる者に対し検体を提出し、もしくは職員による検体の採取に応じるべきことを勧告し、またはその保護者に対し検体を提出し、もしくは職員による検体の採取に応じさせるべきことを勧告すること。

62 法第四十四条の七第三項の規定に基づき、同条第一項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときに、職員に検体を採取させること。

63 法第四十五条第一項の規定に基づき、新感染症にかかつていると疑うに足る正当な理由のある者に対し医師の健康診断を受け、またはその保護者に対し当該新感染症にかかつていると疑うに足る正当な理由のある者に医師の健康診断を受けさせるべきことを勧告すること。

64 法第四十五条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときに、職員に健康診断を行わせること。

65 法第四十六条第一項の規定に基づき、新感染症の所見がある者に対し特定感染症指定医療機関等に入院し、またはその保護者に対し当該新感染症の所見がある者を入院させるべきことを勧告すること。

66 法第四十六条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときに、当該勧告に係る新感染症の所見がある者を入院させること。

67 法第四十六条第三項の規定に基づき、新感染症の所見がある者を適当と認める病院に入院させること。

68 法第四十六条第四項の規定に基づき、新感染症の所見がある者について、入院の期間を延長すること(当該延長に係る入院の期間の経過後更に入院の期間を延長する場合を含む)。

69 法第四十六条第五項の規定に基づき、同条第一項の規定による勧告に係る新感染症の所見がある者またはその保護者に、説明を行い、職員に対して意見を述べる機会を与えること。

別表第二保健所長の部健康福祉部健康増進課関係の款第一項中第四十八号を第六十号とし、第四十四号から第四十七号までを十二号ずつ繰り下げ、第五十六号の前に次の一号を加える。

55 法第三十七条第一項の規定に基づき、入院に係る患者に対する医療費負担についての要否を決定すること。

別表第二保健所長の部健康福祉部健康増進課関係の款第一項第四十三号中「第五十条第三項」を「第五十条第五項」に改め、同号を同項第五十四号とし、同項第四十二号中「第五十条第三項」を「第五十条第五項」に、「第二十七条第一項もしくは第二項」を「第二十六条の三第一項もしくは第二項、第二十六条の四第一項もしくは第三項、第二十七条第一項もしくは第二項」に改め、同号を同項第五十三号とし、同項第四十一号を第五十二号とし、第三十三号から第四十号までを十一号ずつ繰り下げ、第四十四号の前に次の四号を加える。

40 法第二十六条の三第一項の規定に基づき、法第十五条第三項第七号または第十号に掲げる者に対し、検体または

感染症の病原体を提出すべきことを命ずること。

41 法第二十六条の三第三項の規定に基づき、同条第一項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときに、職員に検体または感染症の病原体を収去させること。

42 法第二十六条の四第一項の規定に基づき、法第十五条第三項第四号に掲げる者に対し、検体を提出し、または職員による検体の採取に必ずべきことを命ずること。

43 法第二十六条の四第三項の規定に基づき、同条第一項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときに、職員に動物またはその死体から検体採取させること。

別表第二保健所長の部健康福祉部健康増進課関係の款第一項中第三十二号を第三十九号とし、第三十一号を第三十八号とし、第三十号を第三十七号とし、同項第二十九号中「および第四十九条」を「第四十五条第三項および第四十九条」に、「第十七条第四項の規定に基づき、入院の」を「第十六条の三第六項の規定に基づき、健康診断の勧告もしくは措置、入院の」に改め、同号を同項第三十六号とし、同項第二十八号中「および第四十九条」を「第四十五条第三項および第四十九条」に、「第十七条第三項および第四十九条」に、「第十七条第三項の規定に基づき、入院の」を「第十六条の三第五項の規定に基づき、健康診断の勧告もしくは措置、入院の」に改め、同号を同項第三十五号とし、同項第二十七号を第三十四号とし、第二十二号から第二十六号までを七号ずつ繰り下げ、第二十九号の前に次の一号を加える。

28 法第二十条第六項(法第二十六条に

において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同条第一項の規定による勧告に係る患者またはその保護者に、説明を行い、職員に対して意見を述べる機会を与えること。

別表第二保健所長の部健康福祉部健康増進課関係の款第一項中第二十一号を第二十七号とし、第十四号から第二十号までを六号ずつ繰り下げ、第二十号の前に次の一号を加える。

19 法第十九条第二項(法第二十六条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同条第一項の規定による勧告に係る患者またはその保護者に対し説明を行うこと。

別表第二保健所長の部健康福祉部健康増進課関係の款第一項中第十三号を第十八号とし、同号の前に次の二号を加える。

16 法第十八条第五項の規定に基づき、同条第一項の規定による通知をしようとするときに、感染症診査協議会の意見を聴くこと。

17 法第十八条第六項の規定に基づき、同条第一項の規定による通知の内容について感染症診査協議会に報告すること。

別表第二保健所長の部健康福祉部健康増進課関係の款第一項中第十二号を第十五号とし、第十一号を第十四号とし、第十号を第十三号とし、第八号および第九号を削り、第七号を第十二号とし、第六号を第十一号とし、同号の前に次の四号を加える。

7 法第十六条の三第一項の規定に基づき、一類感染症の患者その他の関係者に対し検体を提出し、もしくは職員による検体の採取に必ずべきことを勧告し、またはその保護者に対し検体を

提出し、もしくは職員による検体の採取に必ずべきことを勧告すること。

提出し、もしくは職員による検体の採取に必ずべきことを勧告すること。

8 法第十六条の三第三項の規定に基づき、同条第一項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときに、職員に検体を採取させること。

9 法第十六条の三第五項(法第四十四条の七第九項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、検体の提出もしくは採取の勧告または検体の採取の措置の実施の理由等を書面により通知すること。

10 法第十六条の三第六項(法第四十四条の七第九項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、検体の提出もしくは採取の勧告または検体の採取の措置の実施の理由等を書面により交付すること。

別表第二保健所長の部健康福祉部健康増進課関係の款第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

3 法第十五条第三項の規定に基づき、職員に、一類感染症の患者その他の関係者に対し検体もしくは感染症の病原体を提出し、もしくは職員による検体の採取に必ずべきことを求めさせ、またはその保護者に対し検体を提出し、もしくは職員による検体の採取に必ずべきことを求めさせること。

別表第二保健所長の部健康福祉部医薬食品・衛生課関係の款第十項第五号中「第七条第一項」を「第七条第一項および第二項」に、「営業施設に立ち入り、検査させること」を「旅館業の施設に立ち入り、検査させ、もしくは関係者に質問させること」

に改め、同項第六号中「第七条の二の規定に基づき、営業の施設」を「第七条の二第一項の規定に基づき、旅館業の施設」に改め、同項第九号中「条例第十二条第二項」を「条例第十五条第二項」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第八号を同項第十号とし、同項第七号中「営業の停止」を「旅館業の全部もしくは一部の停止」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号の次に次の二号を加える。

7 法第七条の二第二項の規定に基づき、公衆衛生上または善良の風俗の保持に必要な措置を命ずること。

8 法第七条の二第三項の規定に基づき、旅館業の停止その他公衆衛生上または善良の風俗の保持上必要な措置を命ずること。

別表第二保健所長の部健康福祉部医薬食品・衛生課関係の款第二十一項中第三十三号から第三十八号までを削り、第三十九号を第三十三号とし、第四十号から第五十号までを六号ずつ繰り上げ、同項第二十二項中第一号から第五号までを削り、第六号を第一号とし、第七号から第十一号までを五号ずつ繰り上げ、同項に次の一項を加える。

二十五 住宅宿泊事業法(平成二十九年法律第六十五号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務

1 法第三条第二項の規定に基づき、届出を受理すること。

2 法第三条第四項の規定に基づき、届出事項の変更の届出を受理すること。

3 法第三条第六項の規定に基づき、届出を受理すること。

4 法第十四条の規定に基づき、住宅宿泊事業者から定期的に報告を受けるこ

と。

- 5 法第十五条の規定に基づき、住宅宿泊事業者に対し、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置を取るべきことを命ずること。
  - 6 法第十六条の規定に基づき、住宅宿泊事業者に対し、業務の全部または一部の停止を命ずること。
  - 7 法第十六条第二項の規定に基づき、住宅宿泊事業の廃止を命ずること。
  - 8 法第十六条第三項の規定に基づき、同条第一項または第二項の規定による命令をした旨を住宅宿泊事業者に通知すること。
  - 9 法第十七条の規定に基づき、住宅宿泊事業者に対して、報告を求め、または職員に、届出住宅等に立ち入り、業務の状況等を検査させ、もしくは関係者に質問させること。
  - 10 法第四十一条第二項の規定に基づき、住宅宿泊管理者に対し、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置を取るべきことを命ずること。
  - 11 法第四十五条第二項の規定に基づき、住宅宿泊管理者に対して、報告を求め、または職員に、営業所等に立ち入り、業務の状況等を検査させ、もしくは関係者に質問させること。
- 別表第二保健所長の部安全環境部循環社会推進課関係の款第二十三号を第二十四号とし、第二十二号を第二十三号とし、第二十一号を第二十二号とし、第二十号の次に次の一号を加える。
- 21 法第十九条の十第二項の規定に基づき、産業廃棄物処理基準（特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃

棄物処理基準）に適合しない産業廃棄物の保管を行つた者に対し、必要な措置を講ずべきことを命ずること。

別表第二農林総合事務所の部第九項第一号中「第四条の四第一項第二十七号ヲ」を「第四条の五第一項第二十七号」に改める。

別表第二土木事務所長（敦賀土木事務所長および小浜土木事務所長を除く。）の部土木部都市計画課関係の款第十二号中「建ぺい率等」を「建蔽率等」に改める。

別表第二の二嶺南振興局長の部農林水産部農村振興課関係の款第三項第一号中「第四条の四第一項第二十七号」を「第四条の五第一項第二十七号」に改める。

別表第二の二嶺南振興局長の部土木部都市計画課関係の款第十二号中「建ぺい率等」を「建蔽率等」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、別表第二保健所長の部健康福祉部医薬食品・衛生課関係の款第十項の改正規定および同款に次の一項を加える改正規定は、平成三十年六月十五日から施行する。

訓 令

福井県訓令第1号

庁中一般  
各出先機関  
労働委員会事務局

福井県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

福井県知事 西川 一誠

福井県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令

（福井県工事検査規程の一部改正）

第1条 福井県工事検査規程（昭和40年福井県訓令第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1新幹線建設推進課の項中「用地・技術調整を担当する主任」を「技術調整を担当する主任」に改め、同表交通まちづくり課の項を次のように改める。

地域鉄道課 地域鉄道支援を担当する主任

（福井県職員被服等貸与規程の一部改正）

第2条 福井県職員被服等貸与規程（昭和46年福井県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表新幹線用地事務所の項を削り、同表医薬食品・衛生課の部に次のように加える。

獣医療および臨床検査業務に従事する職員	作業衣上下 白衣上下 ズック	1 1 1	3 1 2
---------------------	----------------------	-------------	-------------

別表健康福祉センターの部動物物管理員および野犬捕獲業務に従事する職員の項を削る。

（福井県事務決裁規程の一部改正）

第3条 福井県事務決裁規程（昭和50年福井県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「交通まちづくり課」を「地域鉄道課」に改める。

別表第9項部長の専決事項の欄第1号および課（室）長の専決事項の欄第1号中「新産業創出課」を削る。

（福井県出先機関事務決裁規程の一部改正）

第4条 福井県出先機関事務決裁規程（昭和50年福井県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1健康福祉センターの部安全環境部環境政策課関係の款第1項第4号中「土壤汚染の状況」を「土壤汚染の状況およびその汚染による人の健康に係る被害が生ずるおそれ」に改める。

別表第1の2敦賀土木事務所、小浜土木事務所または敦賀港湾事務所の部土木部都市計画課関係の款第26項12号中「建ぺい率等」を「建蔽率等」に改める。  
（福井県職員安全衛生管理規程の一部改正）

第5条 福井県職員安全衛生管理規程（昭和51年福井県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表第7中「福井新幹線用地事務所」、「坂井新幹線用地事務所」および「丹南用地事務所」を削る。

（福井県嶺南地域の出先機関の総合調整および市町との連絡調整に関する規程の一部改正）

第6条 福井県嶺南地域の出先機関の総合調整および市町との連絡調整に関する規程（平成2年福井県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表中「敦賀新幹線用地事務所」を削る。

#### 附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

福井県訓令第2号

福井県教育委員会訓令第1号

福井県警察本部訓令第1号

庁中一般

#### 警察本部

福井県公共交通機関活性化推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

福井県知事 西川 一誠

福井県教育委員会

福井県警察本部長 滝澤 幹滋

福井県公共交通機関活性化推進本部設置規程の一部を改正する訓令

福井県公共交通機関活性化推進本部設置規程（平成14年福井県訓令第1号・福井県教育委員会訓令第1号・福井県警察本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「新幹線・地域鉄道対策監」を「総合政策部長」に改める。

別表第2中

「市町振興課長」を

「市町振興課長 地域鉄道課長」に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

平成三十年三月三十日印  
平成三十年三月三十日発

刷 行

発行人  
印刷人

〒九一〇一八五八〇  
〒九一〇一〇八五八

福井県福井市大手三丁目十七番一号  
福井県福井市手寄二丁目十五―二十七

福 井 県  
（株）竹下印刷所

☎0311-2311番